

世田谷区の委託事業

【在宅障害者・要介護高齢者訪問歯科保健事業】

訪問口腔ケア推進事業

事業目的

この事業は、地域に密着した医療施設で

安心した歯科疾患の治療が受けられ、

かつ

保健、医療および福祉にわたる包括的サービスを

迅速かつ継続的に受けられるシステムの確立を目指した事業です。

一次医療機関である会員診療所と

二次、三次医療機関との間で、

相互理解、機能分担、情報提供等が

効果的に機能するような連携の強化をはかることを

目的にしています。

在宅障害者等かかりつけ歯科医とは!?

この事業は、

公社)東京都世田谷区歯科医師会、と

公社)東京都玉川医師会会員が、

在宅障害者等かかりつけ歯科医名簿に登録した上で、

在宅障害者等の患家に赴いて、

在宅障害者と要介護高齢者を訪問して、

訪問口腔ケア事業を推進させると共に、

歯科医療連携を推進させる事業です。

在宅障害者等に対するこの健診・診療および改善指導は、
連続かつ終始一貫したものでなければなりません。

所期の目的を果すためには

同一医療機関により実施されることが必須です。

したがって、

☆在宅障害者等かかりつけ歯科医は
在宅障害者等の訪問口腔ケア事業のみを
実施することはできません。

事業対象

世田谷区在住で40歳以上の、
ウイルス性疾患感染者を除く
在宅障害者
および
在宅要介護者
(以下在宅障害者という)で、
下記の①から④に該当する者

- ①介護保険要介護認定1～5級
- ②身体障害者1、2級
- ③愛の手帳1、2度
- ④その他①～③に順ずる者で、世田谷区が特に認めた者

口腔ケアの必要性

歩いて通院できない体の不自由な障害者や高齢者の方は
自分でケアが出来ません。

虫歯が多く、しかも進行がみられ、
治療にもかなりの期間を要し、
時として骨膜炎や顎骨炎に至るケースも少なくありません。

また、虫歯の状態のうえに、
歯周病が進行しているのが放置されていたり、
適合の悪い入れ歯を装着したままでいた結果、
粘膜に潰瘍を形成しているケースも見受けられます。

一方で入院中や入所中

または、居宅で寝たきりで、安静その他の理由で、

☆ 口腔清掃が不十分なままだったり、
必ずしも口腔ケアが十分になされている
とは言えないのが現状です。

【在宅療養支援歯科診療所：訪問口腔健診】

《当グループの【訪問口腔アセスメント】の実施手順》

当院では、

【地域での訪問口腔ケア】と言う医療サービスを、
介護事業所と連携して行います。

これまでの歯科医師による歯科訪問診療に加えて、

定期的に歯科衛生士が訪問して、

お口のお掃除と嚥下障害へのリハビリ

・お口のお手入れ方法・義歯の使用方法などについて、
専門的なアドバイスや支援を行います。

また、食事摂取の状況や嚥下障害の方の食事方法などについても、
お気軽にご相談下さい。

お申し込みは当院へ直接ご連絡下さい。

**当院は【居宅介護支援事業所】でもありますので、
お申し込み頂きますと、以下の手順で進めて行きます**

①受付 先ず、**健康保険証と介護保険証**をご用意下さい。

※担当されているケアマネージャーと連携して、
ケアプラン作成に際して、**デンタルケアプラン**を立てます。

②出発準備

訪問先の選定とスケジュール調整を行ない、
携行品の準備確認や器械器具点検します。

・車両手配・訪問ルートをチェックを行い、対応の仕方を決定します。

人員は当面は**歯科医師・歯科衛生士2名1チーム(※)**でお伺いします。

③初回訪問

初回訪問については**健康保険証・介護保険証**

・老人障害者原爆医療などの各医療証(あるいは複写の用意)を提示頂きます。

生活保護者は**医療券・介護券**の提示を頂きます。

④事前アセスメント

口腔内の歯牙 歯肉 舌 口腔粘膜 咽頭 顎堤 修復物 補綴物などの形、
ついで、摂食嚥下機能の異常の有無について評価し、
既に実施されている口腔ケアの現状について把握して、
専用の評価シートに記入してまいります。

☆**摂食嚥下障害の場合にはその障害の程度も事前に評価します。**

必要とされる**口腔ケアとリハビリ**について

歯科医師と歯科衛生士スタッフによるケースカンファレンスを実施して、

どのように行っていくのかを検討します。

⑤対応方法の選別

- i 歯科治療が不要の場合にはそのまま訪問口腔ケアの実施となります。
歯科各症例毎にアセスメント・事前評価などを行い、
全員参加のもとで症例検討会(カンファレンス)を行い、ケアプランのたたき台となる
要点目標を立てて【デンタルケアプラン】を作成します。
- ii 治療が必要な場合には速やかに訪問診療へ移行します。
- iii 歯科医師の訪問診療を依頼する場合には原則として利用者の希望を優先して、
既にかかりつけの歯医者さんが決まっている場合には
診療情報提供書(紹介状)を作成し、それをお持ち頂きます。
※かかりつけ歯科医院の外来で受診して頂くか、歯科 訪問診療の依頼書を発行します。

☆歯科.訪問診療が必要にもかかわらず、かかりつけ歯科医による
訪問診療が不可の場合には当事業所が歯科訪問診療に応じます。

⑥口腔ケアプラン策定

事前アセスメントの結果から口腔ケアプランを策定して、
クライアントを担当するケアマネージャーに情報提供を行い、
ケアプランに平行して、【デンタルケアプラン】を提案をします。

☆ケアカンファレンスは夫々の立場の方の負担を軽減する様に、
利用者および家族を交える事のできる場所(※病院・施設・居宅)で、
行なう様に心がけ、速やかな対応に努めます。

⑦利用者および家族への説明と同意

【デンタルアセスメント】の結果にもとづいて、
必要な口腔ケア・摂食嚥下障害リハビリプログラムの提案をします。
また、その利用料、個人情報の利用と保護について説明して同意を得て、同意書の署名を頂きます。

【在宅療養支援歯科診療所：訪問口腔ケア】の実施時期を決定し、訪問による口腔ケアを実施します。

※寝たきりの方はやや起きた体勢、或いは、車いすのまま(※特殊装置使用)で行ないます。

料金の目安は1割の場合では350円～1400円

咀嚼嚥下障害のある方については520円～2060円、
施設入所者は全て医療保険となります。

※居宅利用者は口腔ケアは介護保険、摂食嚥下障害リハビリのみ医療保険扱いとなります。

⑧訪問口腔ケア

口腔ケアプランにしたがって利用者の希望と当院スタッフ間のスケジュール調整によって実施されます。

⑨摂食嚥下障害リハビリ

摂食嚥下障害についてはケースカンファレンスを行なって、必要とされるリハビリプログラムリハビリを実施する事になります。